

第9号議案

中間市政治倫理条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市政治倫理条例の一部を改正する条例

中間市政治倫理条例(平成7年中間市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

第2条の見出しを「(政治倫理基準)」に改め、同条中「次の各号に掲げること」を「次に掲げる政治倫理基準」に改める。

第5条第1項中「市長は」を「市長等は」に改め、「(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。)」を削り、「、作成しなければならない」を「作成し、市長に提出しなければならない」に改め、同項第1号及び第3号中「課税標準額」を「評価額」に改め、同条第2項中「市長」を「市長等」に、「4月1日から同月30日まで」を「5月1日から同月31日まで」に、「、作成しなければならない」を「作成し、市長に提出しなければならない」に改める。

第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長等は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間に作成し、市長に提出しなければならない。

第7条中「市長は」を「市長等は」に、「4月1日」を「5月1日」に、「同月2日から同月30日まで」を「同月2日から同月31日まで」に改め、「(当該期間内に任期満了による任期終了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となつたものにあつては、同月2日から再び市長となつた日から起算して30日を経過する日までの間)」を削り、「、作成しなければならない」を「作成し、市長に提出しなければならない」に改める。

第8条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「4月1日から同月30日まで」を「5月1日から同月31日まで」に改め、同項第1号中「前年1年間」を「前年分」に改め、同項第2号、第3号及び第4号中「前年度1年間」を「前年度分」に改める。

第10条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、政治倫理基準に反する行為をした疑いがある場合又は市民からの調査請求があつた場合は、当該市長等及び議員に対し事情聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

第11条第1項中「5月31日」を「6月15日」に改める。

第12条第1項中「(第8条第2項の規定により送付された税等の納付状況報告書の写しを含む。)」を削る。

第13条第1項中「について疑義」を「及びこの条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑い」に、「100分の1」を「50人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の中間市政治倫理条例第 5 条から第 8 条までの規定は、平成 24 年に提出する報告書から適用する。

中間市政治倫理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原理に基づいて、その担い手である市長、副市長、<u>教育長</u>(以下「市長等」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、併せて市民も、市政に対する正しい認識と自覚をもち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(政治倫理基準)</p> <p>第2条 市長等及び議員は、市民全体の代表者若しくは奉仕者としての職責を深く自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命を全うするため、<u>次に掲げる政治倫理基準</u>を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(資産等報告書の作成)</p> <p>第5条 <u>市長等は</u>、その任期開始の日 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成し、</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原理に基づいて、その担い手である市長、副市長 _____(以下「市長等」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、併せて市民も、市政に対する正しい認識と自覚をもち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(市長等及び議員の責務)</p> <p>第2条 市長等及び議員は、市民全体の代表者若しくは奉仕者としての職責を深く自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命を全うするため、<u>次の各号に掲げることを遵守</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(資産等報告書の作成)</p> <p>第5条 <u>市長は</u>、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、<u>作成しな</u>け</p>

市長に提出しなければならない。

(1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。) 所在、面積及び固定資産税の評価額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨

(2) (略)

(3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の評価額並びに相続により取得した場合は、その旨

(4)～(9) (略)

2 市長等は、前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、毎年その翌年の5月1日から同月31日までの間に作成し、市長に提出しなければならない。

(所得等報告書の作成)

第6条 市長等は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間に作成し、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(関連会社等報告書の作成)

第7条 市長等は、毎年、5月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの

ればならない。

(1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨

(2) (略)

(3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

(4)～(9) (略)

2 市長は、前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、毎年その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。

(所得等報告書の作成)

第6条 市長(前年1年間を通じて市長であった者(任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間があるもので当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(1)・(2) (略)

(関連会社等報告書の作成)

第7条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの

を含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月 2 日から同月 31 日までの間

_____に作成し、市長に提出しなければならない。

(税等の納付状況報告書の提出)

第 8 条 市長等及び議員は、次に掲げる税等の納付状況報告書を、毎年、5 月 1 日から同月 31 日までの間に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- (1) 所得税及び事業税の前年分の納付状況
- (2) 住民税の前年度分の納付状況
- (3) 固定資産税の前年度分の納付状況
- (4) 国民健康保険税の前年度分の納付状況
- (5) (略)

2 (略)

(政治倫理審査会の設置)

第 10 条 (略)

2 審査会は、政治倫理基準に反する行為をした疑いがある場合又は市民からの調査請求があつた場合は、当該市長等及び議員に対し事情聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月 2 日から同月 30 日までの間(当該期間内に任期満了による任期終了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月 2 日から再び市長となった日から起算して 30 日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(税等の納付状況報告書の提出)

第 8 条 市長等及び議員は、次の各号に掲げる税等の納付状況報告書を、毎年、4 月 1 日から同月 30 日までの間に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- (1) 所得税及び事業税の前年 1 年間の納付状況
- (2) 住民税の前年度 1 年間の納付状況
- (3) 固定資産税の前年度 1 年間の納付状況
- (4) 国民健康保険税の前年度 1 年間の納付状況
- (5) (略)

2 (略)

(政治倫理審査会の設置)

第 10 条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(報告書の審査)

第11条 市長は、第5条から第8条までの規定により作成又は提出された報告書又は報告書の写しを、毎年6月15日までに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

2・3 (略)

(報告書及び意見書の閲覧)

第12条 市長は、報告書_____及び前条第3項の規定により提出された意見書を、意見書が提出された日から起算して15日以内に市民の閲覧に供しなければならない。

2 (略)

(調査請求権)

第13条 市民は、閲覧に供された報告書及びこの条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるときは、有権者の50人以上の連署をもって、その代表者(以下この条において「調査請求者」という。)から当該疑義を説明する資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に、調査を請求することができる。

2～5 (略)

(報告書の審査)

第11条 市長は、第5条から第8条までの規定により作成又は提出された報告書又は報告書の写しを、毎年5月31日までに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

2・3 (略)

(報告書及び意見書の閲覧)

第12条 市長は、報告書(第8条第2項の規定により送付された税等の納付状況報告書の写しを含む。)及び前条第3項の規定により提出された意見書を、意見書が提出された日から起算して15日以内に市民の閲覧に供しなければならない。

2 (略)

(調査請求権)

第13条 市民は、閲覧に供された報告書について疑義があるときは、有権者の100分の1以上の連署をもって、その代表者(以下この条において「調査請求者」という。)から当該疑義を説明する資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に、調査を請求することができる。

2～5 (略)